

令和7年度 中小企業における危機管理対策促進事業
「IPAのSECURITY ACTION 二つ星の宣言」のための
情報セキュリティ基本方針策定支援専門家派遣 募集要項

1. 目的

公社が情報セキュリティに関する知見を持った専門家を派遣することにより、サイバーセキュリティ対策促進助成金の申請要件の一つであるSECURITY ACTION^(※)の2段階目(★★二つ星)の宣言に必要な情報セキュリティ基本方針の策定支援を行うことを通じて、中小企業者の方々に情報セキュリティ対策の実施に必要な知識を得ていただくことを目的としています。

※SECURITY ACTIONはIPA(独立行政法人 情報処理推進機構)が実施している制度です。詳細はSECURITY ACTION 公式サイト <http://www.ipa.go.jp/security/security-action/>をご覧ください。

2. 対象企業

下記3点をいずれも満たしている中小企業者が対象となります。

- ・東京都内に主たる事業所を置き実質的に事業活動を行っている中小企業者等。
- ・令和6年度サイバーセキュリティ対策促進助成金の申請を予定している。
- ・情報セキュリティ基本方針が未策定である。

3. 内容

専門家が事業所にお伺いし、SECURITY ACTIONの2段階目(★★二つ星)を宣言するために必要な情報セキュリティ基本方針を策定し情報セキュリティ対策に取り組んでいただくため、以下の内容を中心にしたアドバイスを行います。

- ・当該中小企業者等における情報セキュリティの現状と課題の把握
- ・情報セキュリティ基本方針の策定方法に関する支援

4. 実施回数・費用

1社(中小企業グループの場合、1グループ)につき3回の派遣を行います。
費用は無料です。

5. 実施場所

東京都内の自社事業所内(本社・支社・工場等)に専門家を派遣します。
※社員が常駐していても取引先等の社内への派遣はできません。

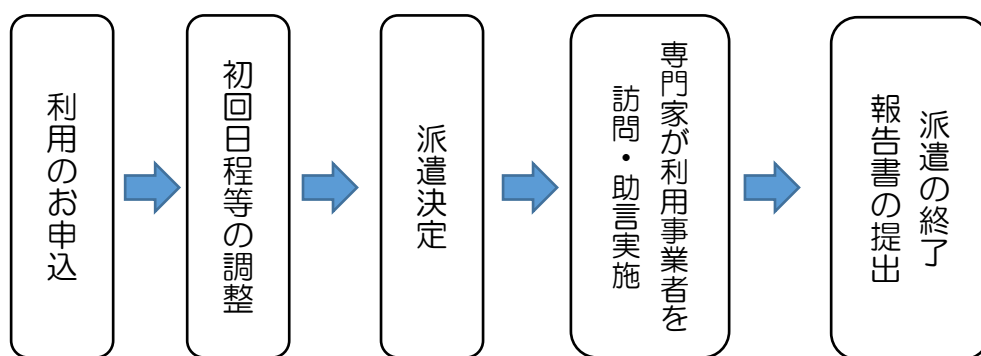
6. 申込期間

令和7年11月7日(金) 17:00まで

※先着順で受け付けます。

※ただし、予定件数に到達した場合はその時点で受付を終了させていただきます。

7. 利用の流れ



8. 申込方法

公社ホームページより申込書をダウンロードし、必要事項を記載の上、以下の URL から j グランツで提出してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDLNYMA5>

9. 注意事項

- ・本策定支援を受けることがサイバーセキュリティ対策促進助成金の申請要件ではありません。
(策定支援を受けなくても、サイバーセキュリティ対策促進助成金の申請は可能です)
- ・本策定支援は、情報セキュリティ基本方針の作成を代行するものではありません。
- ・申込日時点において、情報セキュリティ基本方針を既に策定している場合は利用できません。
- ・過去に公社のサイバーセキュリティ対策促進助成金を受けている場合は利用できません。
- ・派遣終了後、完了報告書および公社の指定した成果物を提出していただきます。
- ・SECURITY ACTION の宣言を保証するものではありません。宣言の実施については、中小企業者各自の責任において実施してください。